

一般社団法人 日本エステティック評議会(略称JAC) 申込書

入会する会員種別をお選びください。

プレミアムサロン会員 一般サロン会員 賛助会員

裏面にある会員規約、及び下記に示す概要の内容をよく読み、承認・同意の上お申し込みください。

概要

- 1, JACに入会することでJACサロン賠償責任保険・JAC提携クリニックのサポート・JAC検定資格制度・JAC主催のセミナーへの参加等の会員特典が一年間適用されます。(賛助会員はサロン賠償責任保険の対象外)
- 2, 一般サロン会員は脱毛を除く施術を原因とした事故に最大3,000万円(税込)・その他の原因事故に最大1,000万円(税込)の補償が付きま。プレミアムサロン会員は上記の補償に追加して脱毛施術を原因とした事故に最大1,000万円(税込)の補償が付きま。
- 3, 会員である間はJACとJAC医療提携制度の2つのロゴを無償で使用できます。
- 4, HP等に前項ロゴを使用する際は、JACの事前認証を得てから公開となります。
- 5, 入会の意思をJACに示し、入会費・年会費の入金が確認でき、かつJACによる審査・承認が終了した時点より翌々月1日を入会日とし会員証・認定証・保険証を発行いたします。
- 6, JAC会員の契約期間は一年間です。途中解約・返金はできません。
- 7, 契約開始後、更新月5か月前までに退会の申出がない限り、1年毎に自動更新となります。
- 8, 賛助会員の入会金は55,000円(税込)とし、一般サロン会員及びプレミアムサロン会員の入会金の支払いは不要となります。年会費(プレミアムサロン会員132,000円(税込)・一般サロン会員と賛助会員55,000円(税込))は更新月3か月前の20日(土日祝日の場合は翌営業日)に自動引き落としとなります。
- 9, 会員特典は、ご登録頂いた店舗一か所のみで使用できます。(複数店舗がある場合は店舗ごとのご契約が必要となります。)
- 10, JAC顧問医師は、会員様の顧問ではございませんので直接のご相談は受け付けておりません。
- 11, 万が一、JAC提携医師に迷惑行為があった場合は損害賠償と法的対象となります。

上記内容に同意します。

■申請内容

申請日 西暦 年 月 日

代表者名 <必須>	フリガナ	性別	男 ・ 女 ・ 他
	氏名		
メールアドレス (PC)	@		
メールアドレス (携帯)	@		
サロン名 <必須>	フリガナ		
	サロン名		
会員証・認定証等 の資料送付先 <必須>	〒 -		
サロン電話番号 <必須>	サロンFAX番号		

確認事項がある場合はJACよりお電話をさせていただく場合がございます。
平日の9:30から18:30の間でご連絡可能なお電話番号をお知らせください。

フリガナ

TEL :

ご担当者様氏名 :

<必須>

<必須>

営業担当 :

<必須>



J A C
Japan Aesthetic Council

一般社団法人 日本エステティック評議会 < J A C >
〒162-0805 東京都新宿区矢来町114
MAIL : info@jac-web.org
TEL:0120-166-037 FAX:03-6478-8373

※郵送・FAX・メールにてお申し込みください。

目的 第一条 この規約は一般社団法人日本エステティック評議会(以下「JAC」という)会員について必要な事項を定める。

加盟・入会 第二条 会員規約のそれぞれの事項を遵守し誓約すること。
 加盟・入会方法 第三条 加盟・入会を希望するサロンは下記のいずれかの方法で申込を行いJACに承認されること。1. JACのHPの申込フォームからの入会 2. 入会申込書を郵送・メール・FAXのいずれかでJAC宛に送付することによる入会 3. 特別協賛企業の紹介からの入会 4. いずれかの方法により申込意思を確認した上、JACの審査を行い承認された時点より翌々月 1日を入会日とする。
 会員・加盟店 第四条 JACの目的に賛同し、JACの活動を支援するものを会員とし、支援する店舗を加盟店とする。会員は以下3種とする。1. 一般サロン会員 対象:主にオールハンドによるリラクゼーションや理美容院などの美容サービスを各種提供している個人・法人サロン 2. プレミアムサロン会員 対象:痩身機器・脱毛機器などの各種美容機器をお使いになり美容サービスを提供している個人・法人サロン 3. 賛助会員 対象:JACの目的に賛同し活動に参加できる法人・団体及び個人

サロン賠償責任保険 第五条 医療行為に該当する施術を除いた脱毛サービス、または対象業種による施術時の賠償責任を補償する。JACは、支払限度額に応じて、1事故ごとの損害額から免責金額を差し引いた額を補償金として支払う。

対象業種 第六条 一般サロン会員、プレミアムサロン会員は以下のいずれかの業種に携わるもの。対象:主にオールハンドによる施術で、リンパ・整体・美容整体・ロコモ・フェイシャル・リフレ・ストレッチ・ホットストーン・パウエル・まつ毛パーマ・まつ毛エクステ・ネイル・アロマ・タラソ・瘦身等。そのほかJACが認める場合。対象外:カイロプラクティック・接骨・接骨整形・アートメイク・タイ古式・ヒーリング等。そのほかJACが認めない場合。

入会費と年会費 第七条 1. 賛助会員の入会費は55,000円(税込)とし、(認定証・会員証を含む)基本的に振込での支払いとする。ただし、プレミアムサロン会員及び一般サロン会員は入会費の支払いは不要とする。2. 年会費は次の通りとする。賛助会員:55,000円(税込) 一般サロン会員:55,000円(税込) プレミアムサロン会員:132,000円(税込) サロン延べ床面積が279.28㎡以上の場合はこの限りではない。

更新 第八条 基本的には自動更新とし、更新月の5か月前までに申告がない限り、更新毎に会員証・認定証・保険証を発行する。

義務 第九条 会員はJACの目的を遵守し、JACの活動を支援しなければならない。会員は住所・氏名(法人・団体の名称)や、登録内容に変更が生じた場合、ただちにJACへ届け出なければならない。

権利の譲渡・使用の禁止 第十条 会員として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用されたり、売買・担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできない。

私的利用の範囲外での利用禁止 第十一条 会員はJACが承認した場合を除き、JACを通じて入手したいかなる情報をも複製・販売・出版・送付・放送・工業所有権の出願その他私的利用の範囲を超えて使用することはできず、また第三者を通して使用させることはできない。

会員資格の喪失 第十二条 会員はつぎの各号に該当するときは、資格を喪失する。その場合は補償期間を過ぎて1ヶ月以内に会員証・認定証・保険証をJACに変換することとする。・JACに所定の退会意思を申し出た場合。(更新月5か月前までに申し出した場合に限る)・本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき。・法人、または団体の会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。・更新時、残金不足等の理由により口座から会員費の引き落としができない場合、JACは契約者に更新の意思を確認し、更新意思がある場合はJACが提示した期日までに会員費を支払うものとするが、更新意思が無い場合や、支払いが確認できない場合は強制解約とする。入金金及び会員費の返還 第十三条 本規約に定める、退会・資格の喪失・除名等しいかなる事由であっても、既に納入した諸費用等は一切返還しない。

再入会 第十四条 第十二条により資格を喪失したものが再入会を希望し、JACがそれを認めたときは、再入会できる。

除名 第十五条 会員が本規約の条項等に違反したときやJACに損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるときJACは理事会の議決により会員を除名することができる。

不正による賠償責任 第十六条 本規約に抵触する各種の無断使用や認定ロゴマークなどの不正使用は、営利目的の有無に関わらず損害賠償の対象となる。会員が本規約契約期間中、または退会完了後であっても期間中の会員に本規約に違反したことが判明し、会社・会社関係者・顧問・会員同士の中で損害賠償責任が判明した場合は、その会員が請け負うこととなる。

規約の改定・サービス内容の変更 第十七条 JACは、会員への事前通告なくして規約改定・サービスの変更を行うことができる。尚、改定した規約等の効力は全会員及び、これにより会員、または第三者が不利益・損害を被った場合でも、JACは一切の責任を負わない。サービスの一時的な中断 第十八条 JACは、自然災害・火災・停電・講師の急病や事故等の場合、またはJACが必要と判断した場合に、会員に対し事前通告なく、一時的に講座をはじめとするサービスの提供を中断することがある。これにより、会員・関係者、または第三者が不利益・損害を被った場合でも、JACは一切の責任を負わない。

免責 第十九条 1. JACは、会員に提供されたサービス内容の完全性・正確性・適用性・有用性等についていかなる責任も負わない。2. JACが管理するサーバー内で、蓄積したデータ等が消失、または改ざん等がされた場合は技術的に可能な範囲で復旧に努め、その復旧への努力をもって、データ消失・改ざんに伴う会員、または他者からの損害賠償の請求を免れるものとする。3. JACは、会員間、または会員と他者との間で発生した争いについて、一切の責任を負わない。

本規約違反への対応 第二十条 1. JACは、会員が本規約に違反した場合もしくはそのおそれがあり、会員サービス利用に関し他者からクレーム・請求等が為され、かつJACが必要と認めた場合、またはその他の理由でJACが不適当と判断した場合は、当該会員に対し次のいずれか、または組み合わせて対処することができる。・本規約に反する行為、またはおそれがある行為を止めること。及び同様の行為を繰り返さないこと。・他者からのクレーム・請求などの内容、またはそれが記載されているサイトの情報を適切な手段で表示し、クレーム・請求等の解消のための当該他者との協議を行うこと。・会員が表示・発信する情報の削除要求と全部もしくは一部を削除、または閲覧できない状態にすること。・会員が有するサービスの利用停止等より重く、または会員の除名処分。

捕捉 第二十一条 1. 前項規定は、本規約の自己責任の原則を否定するものではない。2. 会員は、本規約の定める措置を講じた場合、当該処置に起因する結果についてJACを免責するものとする。3. 会員は、第十五条の措置はJACの裁量により事前に通知することなく行われることを承諾する。

本規約の有効性 第二十二条 1. 本規約及びその他の規約等の規定の一部が法令より無効と判断された場合でも、本規約及び他の規約等のその他の規定は有効とする。2. 本規約及び他の規約等の規定の一部が、ある会員との関係で無効、または取り消された場合でも本規約及び他の規約等はその他の会員との関係では有効とする。

準拠法 第二十三条 本規約の準拠法は日本法とし、かつ同法に従い解釈される。

裁判管轄 第二十四条 本契約を巡る一切の紛争は東京簡易裁判所、または東京地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とする。

付則 第二十五条 本規約は2021年7月1日に改定・実施するものとし、過去の規約に優先して適用されるものとする。

JACサロン賠償責任保険約款抜粋・要約
 (保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

JACサロン賠償責任保険(以下「本保険」という)は、一般社団法人日本エステティック評議会(以下「JAC」という)の一般サロン会員及びプレミアムサロン会員に提供する損害賠償責任保険である。1.対象機器とは、正規販売店、または正規代理店で購入したJAC認定機器のことをいう。2.JACは、契約者が被害者と結んだ契約内容に基づき、対象機を使用した行った施術、または施術以外の原因で被害者に何らかの障害を与えた場合、賠償責任保険金を契約者に支払うものとする。
 ①身体障害を被った日が責任開始期以後でありその直接の結果として、その身体障害の治療を目的とする通院や入院の場合。②通院もしくは入院が1日以上の場合。③被害者から損害によって生じた精神的肉体的苦痛に対する慰謝料の請求があった場合。3.JACは、被害者からの受託物を特定の施設内、または施設外で保管・管理している間に、損壊・盗難されたため、被害者に対して法律上の賠償責任保険を負担することによって被害者に押し、保険金を支払うものとする。4.JACは、直接または間接を問わず、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金を支払わない。
 ①契約者の故意、あるいは事故を起こす可能性の危険が予想されるにも関わらず起こした事故の場合。(メーカーより通常の禁忌事項該当者への施術・メーカー講習の未受講者による施術)

②契約者または被害者の故意または重大な過失によって身体障害または受託物の破損・汚損・盗難等の被害を被った場合。

JACサロン賠償責任保険補償内容一覧

会員種別	一般サロン会員				
	賠償	支払限度額		免責金額	
特別約款	区分	1名につき	1事故につき	1年間 支払限度額 (1事故)	
	補償内容	対人	1,000万円	3,000万円	3万円
		対物	—	3,000万円	3万円
その他原因 事故	対人	1,000万円	1,000万円	1,000万円	3万円
	対物	—	50万円	50万円	5千円
入会費		0円			
年会費(更新料)		55,000円			

(税込10%)

会員種別	プレミアムサロン会員				
	賠償	【脱毛以外】支払限度額		免責金額	
特別約款	区分	1名につき	1事故につき	補償期間中 (1事故)	
	補償内容	対人	1,000万円	3,000万円	3,000万円
対物		—	3,000万円	3,000万円	3万円
その他原因 事故	対人	1,000万円	1,000万円	1,000万円	3万円
	対物	—	50万円	50万円	5千円
特別約款	賠償	【脱毛】支払限度額		免責金額	
	区分	1名につき	1事故につき	補償期間中 (1事故)	
補償内容	対人	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1万円
	対物	—	1,000万円	1,000万円	1万円
その他原因 事故	対人	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1万円
	対物	—	50万円	50万円	5千円
入会費		0円			
年会費(更新料)		132,000円			

(税込10%)

プライバシーポリシー

取り組み方針について JACのサービスをご利用いただく際には、お客様の個人情報をお預かりすることになります。また、お客様により良いサービスを提供するために、アンケート等で必要な範囲でお客様の個人情報を収集することがございます。JACにおける個人情報の収集は、JACが提供するサービスの目的の範囲内において、その収集目的を明示、または公表し必要限度内に応じて行います。お客様からお預かりした個人情報に関して、JACの名称の下にサービスを提供する契約を結んだサイトと共有する場合がございますが、その場合もあくまで利用者のお客様に利便をご提供する目的に限り、必ずお客様のご理解をいただくことにしています。個人情報の利用目的について ダイレクトメールなどの情報発信・お問合わせいただいた質問への回答・お買い上げいただいた商品のアフターサービス・マーケティングのための統計処理及び事業に関する新商品・サービスに関する情報の発信・並びにJACの国内関連グループからの類似の情報発信に利用いたします。個人情報の安全管理措置についてJACは事前の許可をいれただけずして、個人に帰属する情報を当該個人を識別できる形で、業務委託先を除く第三者に対し開示いたしません。JACがお客様の個人情報を管理する際は、適切な管理を徹底しており、外部からの不正アクセスにおける情報の紛失・破壊・改ざん及び外部への流出防止等の危険に対し、適切かつ合理的なレベルの安全対策を実施し、お客様の個人情報の保護に努めます。個人情報の提供 JACは、お客様の個人情報を、お客様ご自身の同意なしに業務委託先以外の第三者に開示・提供することはありません。ただし、JACの利用目的を達成する範囲内において、収集した個人情報すべてについてJAC及び関連企業で相互に開示し共有して利用できるものとします。この場合の個人情報の管理責任者はJACとします。また、法令により開示を求められた場合、または裁判所・警察等の公権機関から開示を求められた場合には、お客様ご自身の同意なく個人情報を開示・提供することがあります。個人情報の開示請求及び訂正等 JACは、お客様ご本人から自らに関する個人情報の開示や利用目的の通知のお申出があった場合、手数料実費をお支払いいただいた上で、合理的な範囲内で遅滞なくこれをお客様に開示、または通知いたします。ただ第三者の権利を害する場合、またはJACの業務遂行に著しく支障をきたす場合にはございません。お客様ご本人から、個人情報について、利用目的外の使用あるいは不正入手を理由にサービスの利用停止等のお申出があった場合、または事実との相違を理由に訂正等のお申出があった場合には、事実を調査確認したうえで、可能な範囲内で遅滞なくサービスの利用停止等やこれに代わりつつる措置、または個人情報の訂正等をし、結果についてお客様にご連絡いたします。ポリシーの見直し お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、上記各項目の容を適宜見直し、改善してまいります。プライバシーポリシーについて、JACは予告なく内容の改訂を行わせていただく場合がございます。ご了承ください。但し、利用目的の変更については、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内でのみを行います。

保険金をご請求する場合、解約手続きをされた場合、住所変更等の各種変更、
 保険に関するお問い合わせ先
 一般社団法人 日本エステティック評議会本部事務局：0120-166-037 (平日9:00~18:30)

運営元：一般社団法人 日本エステティック評議会 (略称JAC)